四半期報告書

（第75期第３四半期）

自　平成23年10月１日
至　平成23年12月31日

株式会社　熊　谷　組

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報
　第１　企業の概況
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 2
　　２　事業の内容 …… 2
　第２　事業の状況
　　１　事業等のリスク …… 3
　　２　経営上の重要な契約等 …… 3
　　３　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 3
　第３　提出会社の状況
　　１　株式等の状況
　　(1) 株式の総数等 …… 5
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 6
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 6
　　(4) ライツプランの内容 …… 6
　　(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 6
　　(6) 大株主の状況 …… 6
　　(7) 議決権の状況 …… 7
　　２　役員の状況 …… 8
　第４　経理の状況 …… 9
　　１　四半期連結財務諸表
　　(1) 四半期連結貸借対照表 …… 10
　　(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 …… 12
　　四半期連結損益計算書 …… 12
　　四半期連結包括利益計算書 …… 13
　　２　その他 …… 17
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 18

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年２月10日
【四半期会計期間】	第75期第３四半期（自　平成23年10月１日　至　平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社熊谷組
【英訳名】	Kumagai Gumi Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　大　田　　弘
【本店の所在の場所】	福井県福井市中央２丁目６番８号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っている。）
【電話番号】	―
【事務連絡者氏名】	―
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区津久戸町２番１号 東京本社
【電話番号】	03(3235)8606（管理本部主計部）
【事務連絡者氏名】	管理本部主計部長　　山　本　祐　一
【縦覧に供する場所】	株式会社熊谷組　東京本社 （東京都新宿区津久戸町２番１号） 株式会社熊谷組　名古屋支店 （名古屋市中区栄４丁目３番26号） 株式会社熊谷組　関西支店 （大阪市西区靭本町１丁目11番７号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第74期 第３四半期連結 累計期間	第75期 第３四半期連結 累計期間	第74期
会計期間		自 平成22年４月１日 至 平成22年12月31日	自 平成23年４月１日 至 平成23年12月31日	自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日
売上高	（百万円）	174,205	179,752	240,481
経常利益	（百万円）	1,557	70	2,941
四半期(当期)純利益又は四半期純損失(△)	（百万円）	1,174	△868	1,575
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	859	△638	1,072
純資産額	（百万円）	45,164	42,317	45,375
総資産額	（百万円）	181,895	184,841	179,922
１株当たり四半期(当期)純利益又は１株当たり四半期純損失(△)	（円）	6.58	△4.80	8.82
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	3.13	―	4.20
自己資本比率	（％）	24.1	22.2	24.4

回次		第74期 第３四半期連結 会計期間	第75期 第３四半期連結 会計期間
会計期間		自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月１日 至 平成23年12月31日
１株当たり四半期純利益又は１株当たり四半期純損失(△)	（円）	4.66	△4.32

（注） １　当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

２　売上高には、消費税等は含まれていない。

３　第74期第３四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年６月30日）を適用し、遡及処理している。

４　第75期第３四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期純損失であるため記載していない。

２【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社の異動については、持分法適用関連会社であったジオスター株式会社は、議決権割合の低下に伴い、当第３四半期連結会計期間において持分法適用関連会社から除外した。

第２【事業の状況】

「第２　事業の状況」における各事項の記載金額には、消費税等は含まれていない。

１【事業等のリスク】

当第３四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。
なお、重要事象等は存在していない。

２【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第３四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災後に急速に落ち込んだ設備投資や個人消費が回復基調にあるものの、企業収益は震災による影響が残るもとで低迷し、海外経済の減速や円高の進行、タイの大規模洪水等の影響により、輸出や生産が伸び悩むなど、景気は停滞気味に推移した。

建設業界においては、公共投資は震災復旧関連予算の執行が進み増加したが、民間建設投資及び住宅投資は持ち直しの動きがみられるものの未だ低調であり、また、激しさを増す価格競争にも晒されているため、総じて厳しい経営環境となった。

このような状況にあって当社グループは、お客様から必要とされ、継続的に工事を発注いただける企業であり続けるため、「誠実なものづくり」をより一層徹底するとともに、総力を挙げて業績の向上に取り組んでいる。

当社グループの当第３四半期連結累計期間における業績は、売上高（完成工事高）は、前年同四半期比3.2%増の1,797億円となった。利益面については、営業利益は、一部工事の完成工事総利益率の低下により同82.3%減の４億円、経常利益は、貸倒引当金戻入額３億円等を含め同95.5%減の７千万円となった。また、四半期純損益は、法人税等８億円などを加減算し８億円の四半期純損失（前年同四半期は四半期純利益11億円）を計上した。

セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

（土木事業）

売上高は388億円（前年同四半期比17.1%減）、セグメント損失は10億円（前年同四半期はセグメント損失３億円）となった。受注高は472億円（前年同四半期比55.9%増）であった。

（建築事業）

売上高は994億円（前年同四半期比10.7%増）、セグメント利益は５億円（前年同四半期比79.5%減）となった。受注高は774億円（前年同四半期比5.5%減）であった。

（子会社）

売上高は497億円（前年同四半期比11.7%増）、セグメント利益は９億円（前年同四半期比769.7%増）となった。

なお、当該セグメントにおいては、受注生産形態をとっていない子会社もあるため受注実績を示すことはできない。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

今後のわが国経済は、今しばらく停滞感を帯びながら推移した後、政策効果や海外経済の回復などを背景に緩やかに回復していくものと予想される。しかしながら、各種制約による震災復興の遅れ、原子力災害の影響、欧州債務危機による海外景気の下振れ等のリスクが存在しており、先行きについては予断を許さない状況にある。

建設業界においては、公共投資は補正予算による押し上げ効果が見込まれ、民間建設投資及び住宅投資も被災した設備・住宅の修復や再建及び耐震工事などで増加していくものと期待される。

このような状況のもと当社グループは、さらなる経営の効率化に努め、収益力の向上と市場競争力の強化を図っていく。

土木事業については、民間工事の受注拡大に注力していく。中でも、電力・鉄道及び環境・リニューアル分野において、豊富な施工実績を活かした積極的な提案活動を行っていく。官庁工事においては、参加案件の選択と集中及び技術提案力の強化により受注確保を図っていく。

建築事業については、施工する建築物の品質確保はもとより、営業・生産・アフターケアなど全ての段階においてお客様のご期待にお応えし、パートナーとしてさらなる信頼をいただけるよう、取り組みを強化していく。

また東日本大震災に関し、震災発生直後から復旧支援部隊を派遣し、社会資本やお客様の施設の被災状況診断、復旧に総力を挙げて取り組んできた。今後も震災廃棄物処理や放射性物質の除染作業等を迅速に進めることなどにより、わが国の早期の復興へ貢献していく所存である。

当社グループとしては、引き続き「お客様に感動を」をスローガンとして掲げ、より高い水準の安全と品質の確保に努め、誠実な営業、誠実な施工、誠実なフォロー、法の完全遵守を徹底し、「どこよりも信頼される誠実な企業」の実現を目指していく。

(3) 研究開発活動

当第３四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、10億円である。

なお、当第３四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	714,000,000
第２回第１種優先株式	39,200,000
計	753,200,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数(株)（平成23年12月31日）	提出日現在発行数(株)（平成24年２月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	184,044,607	186,044,607	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数 1,000株
第２回第１種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）	38,700,000	38,700,000	―	（注）１，３
計	222,744,607	224,744,607	―	―

（注）１　第２回第１種優先株式について、優先株主は保有する優先株式を当社が取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができ、当社は別途定める期間内に取得請求のなかった全ての優先株式を普通株式を交付するのと引換えに取得することができるが、その交付する普通株式数は、当社の普通株式の株価の変動により増減する。なお、交付する普通株式数の算定方法等は、下記３(5)及び(6)に記載のとおりである。

２　「提出日現在発行数」には、平成24年２月１日から当四半期報告書提出日までの優先株式の取得に伴い発行した普通株式及び消却した優先株式は含まれていない。

３　第２回第１種優先株式の概要は次のとおりである。

(1) 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、優先株主（登録株式質権者を含む。以下同じ。）に対し普通株主（登録株式質権者を含む。以下同じ。）に先立ち、優先株式１株につき年50円を上限として、次の算式により計算される優先配当金を支払う。

優先配当金　＝　払込金額（500円）×（日本円TIBOR（６ヶ月物）＋ 1.5%）

なお、ある事業年度において優先株主に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない（非累積型）。また、優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない（非参加型）。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式１株につき500円を支払う。

(3) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割を行わない。また、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(4) 議決権

優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 取得請求権

優先株主は、平成20年10月１日以降平成35年９月30日までの間(以下「取得請求期間」という。)、いつでも次の条件で、その保有する優先株式を当社が取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

① 取得と引換えに交付する普通株式数の算定方法

優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数は、優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額総額を取得価額で除して得られる数とする。

② 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

③ 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月１日以降平成34年10月１日までの間、毎年10月１日（以下「取得価額修正日」という。）における時価に修正されるものとする。当該時価が100円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が400円（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。但し、取得価額が取得価額修正日までに下記④により調整された場合には、下限取得価額及び上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

④ 取得価額の調整

優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合や、株式の分割又は無償割当てにより普通株式を発行又は処分する等の場合、取得価額を所定の算式により調整する。

また、合併、資本金の額の減少又は会社の分割等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

(6) 取得条項

取得請求期間の末日（以下「優先株式取得基準日」という。）が経過した場合には、取締役会の決議を経て、当社の普通株式を交付するのと引換えに、優先株式を全て取得することができる。

優先株式の取得により交付する普通株式数は、優先株式１株の払込金額相当額を優先株式取得基準日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数とする。但し、当該平均値が下限取得価額又は52円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式１株の払込金額相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数とする。また、当該平均値が上限取得価額を上回るときは、優先株式１株の払込金額相当額を上限取得価額で除して得られる数とする。

(7) 権利の行使に関する事項及び当社の株券の売買に関する事項についての優先株主との間の取決めはない。

(8) 会社法第322条第２項に規定する定款の定めは無い。

(9) (4) における議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(10) 第２回第１種優先株式の当四半期報告書提出日現在の修正後取得価額は、100円である。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項なし。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成23年10月１日～平成23年12月31日	－	222,744,607	－	13,341	－	－

（注） 平成24年１月26日に第２回第１種優先株式400,000株の取得に伴い普通株式2,000,000株を発行しているため、発行済株式総数が2,000,000株増加している

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はない。

（７）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないため、直前の基準日（平成23年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

①【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第２回第１種優先株式 38,700,000	－	「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」参照
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　1,927,000	－	－
	（相互保有株式） 普通株式　3,327,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　170,428,000	170,428	－
単元未満株式	普通株式　8,362,607	－	１単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	222,744,607	－	－
総株主の議決権	－	170,428	－

（注）１　「完全議決権株式（その他）」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が25,000株（議決権25個）含まれている。

２　「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株、株主名簿上は当社名義となっているが実質的に所有していない株式が600株及び以下の自己保有株式並びに相互保有株式が含まれている。

自己保有株式　株式会社熊谷組　663株
相互保有株式　株式会社前田工務店　181株
笹島建設株式会社　17株

②【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社熊谷組	福井県福井市中央２丁目６番８号	1,927,000	－	1,927,000	0.87
（相互保有株式） 株式会社前田工務店	東京都江東区枝川２丁目３番４号	27,000	－	27,000	0.01
笹島建設株式会社	東京都港区南青山２丁目22番３号	2,800,000	－	2,800,000	1.26
共栄機械工事株式会社	神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目21番７号	500,000	－	500,000	0.22
計	－	5,254,000	－	5,254,000	2.36

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

役員の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務取締役	専務執行役員 東北支店　福島原子力対策部担当 安全本部担当	専務取締役	専務執行役員 安全本部担当	船　本　隆　則	平成23年７月16日

第４【経理の状況】

１　四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成23年10月１日から平成23年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成23年４月１日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成23年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金預金	39,981	27,265
受取手形・完成工事未収入金等	82,831	97,839
未成工事支出金	5,146	8,112
繰延税金資産	1,851	968
その他	12,156	14,869
貸倒引当金	△2,092	△2,543
流動資産合計	139,875	146,512
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,608	2,548
土地	10,251	10,250
その他（純額）	1,063	899
有形固定資産合計	13,923	13,698
無形固定資産	314	245
投資その他の資産		
投資有価証券	11,518	10,085
繰延税金資産	9,245	9,569
その他	11,461	10,747
貸倒引当金	△6,415	△6,016
投資その他の資産合計	25,809	24,385
固定資産合計	40,046	38,329
資産合計	179,922	184,841

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成23年12月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	64,067	72,566
短期借入金	20,351	16,255
未成工事受入金	5,225	7,633
完成工事補償引当金	342	290
工事損失引当金	742	731
賞与引当金	674	247
その他	16,123	15,805
流動負債合計	107,527	113,529
固定負債		
長期借入金	8,094	9,576
退職給付引当金	18,851	19,331
その他	73	87
固定負債合計	27,019	28,994
負債合計	134,547	142,524
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,341	13,341
資本剰余金	7,880	7,880
利益剰余金	23,217	19,975
自己株式	△525	△527
株主資本合計	43,914	40,668
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	344	747
為替換算調整勘定	△284	△451
その他の包括利益累計額合計	60	295
少数株主持分	1,400	1,353
純資産合計	45,375	42,317
負債純資産合計	179,922	184,841

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日）
完成工事高	174,205	179,752
完成工事原価	162,974	170,230
完成工事総利益	11,231	9,522
販売費及び一般管理費	8,874	9,106
営業利益	2,357	416
営業外収益		
受取利息	59	43
受取配当金	63	56
貸倒引当金戻入額	－	306
その他	67	146
営業外収益合計	189	552
営業外費用		
支払利息	627	549
為替差損	155	220
その他	206	128
営業外費用合計	989	898
経常利益	1,557	70
特別利益		
前期損益修正益	206	－
会員権売却益	80	102
その他	56	12
特別利益合計	343	114
特別損失		
前期損益修正損	248	－
災害による損失	－	52
訴訟関連損失	86	50
その他	45	132
特別損失合計	380	235
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	1,520	△50
法人税、住民税及び事業税	183	523
法人税等調整額	192	342
法人税等合計	376	865
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	1,144	△915
少数株主損失（△）	△30	△46
四半期純利益又は四半期純損失（△）	1,174	△868

【四半期連結包括利益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日）
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	1,144	△915
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△191	461
為替換算調整勘定	△86	△167
持分法適用会社に対する持分相当額	△7	△16
その他の包括利益合計	△284	277
四半期包括利益	859	△638
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	896	△591
少数株主に係る四半期包括利益	△36	△47

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第３四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日）
（持分法適用の範囲の重要な変更） 当社の持分法適用関連会社であったジオスター株式会社は、東京エコン建鉄株式会社との合併にあたり、平成23年10月１日に新株式を発行したため、当社の同社に対する議決権割合は15％未満に低下した。これに伴い当社は、同社の経営に重要な影響を与えることができる状況にないと判断し、当第３四半期連結会計期間より、同社を持分法適用関連会社から除外した。

【追加情報】

当第３四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日）
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 第１四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用している。 （法人税率の変更等による影響） 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ、諸制度の変更及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率等を変更したため、繰延税金資産の純額が1,208百万円減少し、その他有価証券評価差額金が59百万円、法人税等調整額が1,267百万円それぞれ増加している。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 （平成23年３月31日）		当第３四半期連結会計期間 （平成23年12月31日）	
下記の会社等の銀行借入金等について保証を行っている。		下記の会社等の銀行借入金等について保証を行っている。	
(1) 借入金保証		(1) 借入金保証	
全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会	7百万円	全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会	7百万円
(2) 分譲住宅売買契約手付金の返済保証		(2) 分譲住宅売買契約手付金の返済保証	
㈱マリモ	163百万円	㈱マリモ	39百万円
リスト㈱	66	アパ住宅㈱	5
計	229	計	44

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりである。

前第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）		当第３四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日）	
減価償却費	747百万円	減価償却費	668百万円
のれんの償却額	62	のれんの償却額	62

(株主資本等関係)

当第３四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年12月31日）

株主資本の著しい変動

当社は当第３四半期連結会計期間より、ジオスター株式会社を持分法適用関連会社から除外したため、利益剰余金が2,373百万円減少している。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前第３四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益計算書計上額
	土木事業	建築事業	子会社	計		
売上高						
外部顧客への売上高	46,915	89,811	37,478	174,205	－	174,205
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	0	7,039	7,039	△7,039	－
計	46,915	89,811	44,517	181,245	△7,039	174,205
セグメント利益又は損失（△）	△308	2,547	104	2,343	13	2,357

（注）１　セグメント利益又は損失（△）の調整額は、セグメント間取引消去である。

２　セグメント損益は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っている。

Ⅱ　当第３四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益計算書計上額
	土木事業	建築事業	子会社	計		
売上高						
外部顧客への売上高	38,880	99,414	41,458	179,752	－	179,752
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	1	8,285	8,287	△8,287	－
計	38,880	99,415	49,744	188,040	△8,287	179,752
セグメント利益又は損失（△）	△1,041	522	906	388	27	416

（注）１　セグメント利益又は損失（△）の調整額は、セグメント間取引消去である。

２　セグメント損益は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っている。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益又は１株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日）
(1) １株当たり四半期純利益又は１株当たり四半期純損失（△）（円）	6.58	△4.80
（算定上の基礎）		
四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円）	1,174	△868
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円）	1,174	△868
普通株式の期中平均株式数（千株）	178,551	180,649
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益（円）	3.13	－
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（千株）	196,000	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（注）　当第３四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期純損失であるため記載していない。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年２月10日

株式会社熊谷組

取締役会　御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　神　山　俊　一　㊞

業務執行社員　公認会計士　竹　村　純　也　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊谷組の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成23年10月１日から平成23年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成23年４月１日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

２　四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていない。